

# JCLバイオアッセイ企業行動憲章

## 1. 総 則

### 法規範の遵守

法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心がけます。

- (1) 国内外の法令を遵守します。
- (2) 当社に求められる企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動します。

## 2. 社会との関係

### 社会への貢献

企業市民として積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与します。文化・芸術の支援、地域社会への協力、ボランティア活動への参加、国際社会への貢献などの社会貢献活動を継続的に実施し、企業市民としての役割を果たします。

### 各種業法の遵守

研究受託業務に係る関係業法を遵守し、許認可取得および届出等の手続を確実に実施します。

### 寄付行為・政治献金規制

- (1) 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際には、公職選挙法や政治献金規制法などの関係法令を遵守し、正規の方法に則って行います。
- (2) 各種献金・寄付の実施については、事前に社内規程に従って承認を受けます。
- (3) 贈賄・利益供与や違法な政治献金はもとより、政治・行政との癒着というような誤解を招きかねない行動を厳に慎み、健全かつ透明な関係作りに努めます。

### 反社会的勢力との関係断絶

- (1) 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。
- (2) 反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。
- (3) 会社またはみずからの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。
- (4) 反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

## 環境保全・保護

- (1) 研究開発、理化学分析および廃棄物の処理等にあたっては、常に環境保護の重要性を十分に認識し、環境に関する条約・法令等を遵守したうえで、環境に配慮した活動を行います。また、ライフサイクル全般を通して廃棄物の発生の抑制に努めます。
- (2) 環境意識の向上を図り、リサイクル製品の購入やペーパーレスを図ることによる紙資源の節約といった環境保護活動に積極的に参加します。

## 3. 株主・投資家との関係

### 経営情報の開示

株主・投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を的確に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めます。

### インサイダー取引の禁止

業務遂行上、当社や関係会社または取引先の内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまでは、それらの会社の株式・社債を売買しません。当社や業務上関係のある会社の株式を購入・売却する際には、あらかじめ内部情報の有無を確認します。

## 4. 役員および従業員との関係

### 人権尊重・差別禁止

常に健全な職場環境を維持することに努め、各自の人権を尊重し、差別につながる行為は一切行いません。

- (1) 出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障害、趣味、学歴などに基づく非合理的あらゆる差別を行いません。
- (2) 暴力、罵声、誹謗・中傷、威圧による業務の強制、いじめなどによる人権侵害行為は行いません。

### ハラスメント行為

- (1) 相手を不愉快にさせる性的嫌がらせ、または他人に性的嫌がらせと誤解されるおそれのある行為は行いません。(セクシャル・ハラスメント)
- (2) 職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与える行為は行いません。(パワー・ハラスメント)
- (3) 言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込ん

- だり、職場の雰囲気悪化させる行為は行いません。(モラル・ハラスメント)
- (4) 上記の各行為を行わないことはもとより、他人がこれを行わないよう防止についても徹底します。

#### プライバシーの保護

業務上知りえた役員および従業員ならびに社外の人間の個人情報については、業務目的のみに使用し、厳重に管理します。また、外部に情報が漏洩しないよう厳重に管理します。

#### 職場の安全衛生

安全・衛生の確保を最優先とし、安全で清潔な職場環境の整備に努め、また、業務上の安全・衛生に関する法令等を理解し、これを遵守します。万一、業務上の災害が発生した場合は、事故を最小限に止め、また、再発を防止するため、即時報告等所定の手続を確実に実施します。

#### 労働関係法の遵守

労働関係法を遵守し、働きやすい健康な職場環境の維持に努めます。

- (1) 労働基準法に認められないような労働を防止するよう、勤務日や勤務時間の管理を徹底します。
- (2) 過度な労働、過度な残業等を強いるような業務の押しつけは、一切行いません。
- (3) 管理者は、部下の心身の健康状態に常に留意します。

### 5. 会社・会社財産との関係

#### 就業規則の遵守

従業員は、常に就業規則を遵守します。

- (1) 就業規則に定められた禁止事項は一切行いません。
- (2) 就業規則にもとるような不正または不誠実な行為は一切行いません。

#### 適正な報告・連絡・相談

- (1) 関係法令や社内規程に従い、または、自分もしくは会社にとって不利な情報については特に、正確かつ迅速な報告・連絡・相談に努めます。
- (2) 会計帳簿への記帳や伝票への記入、取引先等への文書の発行にあたっては、関係法令や社内規程に従って正確に記載します。資産・負債を正しく評価し、虚偽または架空の記載を行ったり、簿外の資産を築いたりしません。

### 利益相反禁止

会社と利害関係の対立を起こすような活動に関わらないようにします。そのような恐れのあるときは事前に承認を求めます。

- (1) 役員、従業員、コンサルタント等として、競争会社や取引先のために働かず、また、金銭上の関係を持ちません。
- (2) 会社の取引先として事業を行いません。
- (3) 契約または責任の負担については、口頭であれ書面であれ、関係法令や社内規程に従い、単独では行いません。

### 政治・宗教活動の禁止

就業時間中に、政治活動や宗教活動を行いません。

- (1) 就業時間中に、政治団体への勧誘、選挙の際の投票の依頼、選挙活動などの行為は一切行いません。
- (2) 就業時間中に、宗教団体への勧誘、信条の押しつけ、寄付の依頼、勧誘パンフレットの配布などの行為は一切行いません。

### 企業秘密の管理

企業秘密は適切に管理し、会社に無断で社外に開示・漏洩しません。

- (1) 自社および他社の企業秘密は厳重に管理して、社外に漏洩したり、業務目的以外の目的には使用しません。
- (2) 会社の秘密情報を社外に開示する場合は、秘密保持契約を結ぶなど、予期せぬ漏洩の防止に備えます。
- (3) 他社の企業秘密を盗用したり、他社から許可された目的以外に使用しません。
- (4) 退職後も、会社の秘密情報や社外から入手した秘密情報を漏洩したり、いかなる目的にも使用しません。

### 会社の資産の適切な使用

会社の資産は、効率的に活用し、常に利用できる状態におく必要があることを認識し、有形無形を問わず、毀損、盗難等を防ぐよう適切に取り扱います。個人的な目的で会社の資産や経費を使用しません。

### 情報システムの適切な使用

- (1) 会社の情報システムは業務のためのみに使用し、個人的な目的のために使用しません。
- (2) 会社の情報システムに関わるIDやパスワードは厳重に管理し、社外への漏洩を防ぎます。

- (3) 他人のIDやパスワードを盗用したり、他人のコンピュータシステムに侵入したりしません。

#### 知的財産権の保護

会社の知的財産権は、重要な会社資産であり、これらを適切に利用し、その権利の保全に努めます。

- (1) 製造・開発活動による発明については、速やかに特許出願を行うなど、会社の知的財産権の保全に努めます。
- (2) 他者のコンピュータソフトの無断コピーなど、他者の知的財産権を侵害するような行為は行いません。
- (3) 取引先の知的財産権は適切な契約を締結したうえで使用し、不正に使用しません。

## 6. 附 則

#### 本行動規範の適用範囲

本行動規範は、株式会社JCLバイオアッセイ及びグループのすべての役員および従業員に適用します。また、嘱託契約やパートタイム契約に基づき勤務する者にも準用するものとします。

#### 本行動規範の改廃

本行動規範の改廃については、取締役会の承認を得るものとします。

#### 相談・申告窓口

- (1) 本行動規範の内容や解釈に関し疑義が生じた場合の問合せ窓口は管理本部総務課とします。
- (2) 本行動規範に違反する行為または違反のおそれのある行為については、上司や相談窓口に相談し、または内部通報規程に基づいて、速やかに連絡します。
- (3) 報告者は、報告したという事実により何ら不利益を被りません。

#### 罰則

本行動規範に違反する行為をした者や本行動規範違反を放置した者については、就業規則その他の社内規程に基づいて処罰するものとします。

#### 施行期日

この企業行動憲章は平成19年6月15日より施行します。

改正日

平成 20 年 8 月 13 日